

水道料金減免措置の実施のお知らせ

物価高騰の影響を受けている住民を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を活用し、次のとおり水道料金の減免措置を実施する予定です。

予定する減免措置の内容

対 象 者	契約している上水用途が家事用の使用者
減免金額	基本料金 1, 496 円/月(税込)
対象期間	減免措置の期間は、市町村により異なります。 茂原市…………… 6～11月の検針分（6か月分） 【7～12月の請求額から減免します】 睦沢町…………… 6～9月の検針分（4か月分） 【7～10月の請求額から減免します】 その他の市町村(※)… 6・7月の検針分（2か月分） 【7・8月の請求額から減免します】 (※ 一宮町、長生村、白子町、長柄町、長南町、市原市の一部)

※今回の減免措置に対する手続きは不要です。

減免した額でご請求します。

下水道は対象外です。

契約している上水用途の確認方法

予定する減免措置の対象は、契約している上水用途が「家事用」となっている使用者となります。契約している上水用途は検針時に配布する「ご使用水量のお知らせ」に記載されていますので、ご確認ください。

ご使用水量のお知らせ

整理番号	水栓番号
令和〇年〇〇月分	検針日 〇年〇月〇日
ご使用場所 茂原市高師 〇〇〇	
ご使用者名 長生 太郎 様	
ご使用期間 〇月〇日から 〇月〇日	
今回検針 〇〇 m	メーサー 口径 (月数 2.0)
前回検針 〇〇 m	上水用途 家事用 下水用途
交換水量 〇〇 m	前回水量 前年同月水量
使用水量 〇〇 m	m m m
(m)	
上水道料金	円 (内消費税10%) 円
請求予定金額	円 (内消費税10%) 円

水色の丸部分が
「**家事用**」とな
っている使用者
が減免の対象と
なります。



個人商店などを営んでいたが閉店し、用途を変更していない使用者の方は、水道部業務課までお問い合わせください。

※ 減免を受ける際の用途の変更は5月末までお願いいたします。

詐欺にご注意ください！

この減免の手続きに関して、長生広域水道部から電話や訪問をすること、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。

不審な連絡などがあった場合は、その場で口座番号、電話番号などを答えず、水道部までお問い合わせください。

■問い合わせ 長生郡市広域市町村圏組合 水道部業務課

☎ 0475-23-9482